

中間進捗情報

成果と残された課題

人権保育専門研修事業については全24講座中、9月末日時点で17講座が開催されており、人権保育推進支援事業においても複数回のワーキングによる調査研究がなされ、保育士の資質や専門性の向上が図られました。

下半期（翌年度）に向けた改善のポイントと取組方向

〔下半期〕

人権保育専門研修事業について残る7講座を適切に実施すること及び人権保育推進支援事業について更にワーキングによる調査研究を進めることにより、保育士の資質や専門性の向上を図ります。

〔翌年度〕

引き続き、人権保育専門研修事業及び人権保育推進支援事業を実施することで、更なる保育士の資質や専門性の向上を図ります。

年間実施結果

取組結果

成果と残された課題

（1）成果

（2）課題

見直しの視点

事業目的の妥当性 県関与の必要性 手段の有効性 手段の効率性 緊要性

■該当なし

見直しの方向

廃止(廃止) 廃止(民営化) 廃止(国へ移譲) 廃止(市町へ移譲) 廃止(休止)

合 見直し・縮小(要改善) 統合化(要改善) 終期設定(要改善) ■現行通り 拡充

民間活力の活用

人材派遣 委託 PFI等 指定管理者制度 地方独立行政法人 ■現行通り

判 今後に向けた改善のポイントと取組方向

（1）見直しの視点・方向、民間活力の活用の判断理由

断

（2）課題への対応

引き続き、人権保育専門研修事業及び人権保育推進支援事業を実施することで、更なる保育士の資質や専門性の向上を図ります。

平成26年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 健康福祉部子ども家庭局 少子化対策課

事業概要

細事業名	子育て家庭応援事業費			区分	新規
施策	111	子どもの育ちを考える家庭・地域づくり			
	23101	家庭力・地域力の向上支援			
基本事業	目標項目	25年度実績値	27年度目標値		
	「みえ次世代育成応援ネットワーク」会員数（累計）	1,228会員	1,500会員		
選択・集中					
重点化施策	重点				
根拠 (法令等)	三重県子ども条例				
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	予算額				
	決算額				
事業の目的	<p>子どもの育ちを支える家庭のありようは様々ですが、地域や祖父母等に支えられてきた家庭での子育てに対して、地域の絆が薄れ、核家族化が進行するなどにより、心理的・非経済的なサポートが必要とされているケースも多いと考えられます。</p> <p>また、第2子の出生には夫婦間のコミュニケーションが、第3子の出生には黒性の吉田参画、祖父母世代の非経済的サポートが影響するとの分析結果があります。</p> <p>このため、子育て家庭のニーズに応じたきめ細かなサポートを進め、子どもの豊かな育ちを支えます。</p>				
事業目標	<p>(1) 市町のニーズをふまえて子どもの育ちを地域で支える人材の養成を図ります。 (120名)</p> <p>(2) 祖父母世代の方に地域で子育て支援をしていただくような講座を開催します。 (5地域)</p> <p>(3) 乳幼児を持つ家族の技術的・精神的なケアを進めるため、各地域でワークショップを開催します。(10地域)</p> <p>(4) 子育て支援団体等が実施する先駆的な事業の経費を助成します。(10団体)</p> <p>(5) 子育て家庭における課題等を把握するためには、子どもと親との意識なども含めて調査する必要があり、「みえの子ども・家庭白書2015」を作成します。</p> <p>(6) 企業で働く人や地域住民を対象に子どもや子育て家庭の現状への理解や応援の視点や方法についての講座等を委託により実施します。(3回程度)</p>				
前年度から の変更点					

事業の必要性と期待される効果

- (1) 子育ち・子育てマイスター養成講座について
子どもの育ち、子育てを地域社会全体で見守り支えるためには、市町と連携し、地域のニーズに応じた講座を実施することで、地域で実践的な活動ができる人材の養成が期待されます。
- (2) 孫育て講座
有識者の分析によると、祖父母からの非経済的支援が第3子の出生にプラスの効果があるという結果も出ている中、核家族化で物理的に祖父母からの支援が得られない夫婦に対する非経済的な支援が求められています。このため、祖父母世代が自身の経験や知識を生かし「孫」世代の育ちを支援することで、地域における三世代交流や安心して子どもを産み育てられる地域社会づくりが進むことが期待されます。
- (3) 乳幼児を持つ家庭に対するワークショップ
はじめて乳幼児を持つ家庭は、子育てに対する不安も強く、同じような悩みを抱えた親同士の交流の中で互いに悩みを共有することやアドバイスを受けることなどにより、不安感の解消や親同士のつながりなどが期待できます。
- (4) 地域の子育て団体等連携強化支援
子ども・子育て家庭を支える地域を実現するために、地域の担い手である団体等が連携して事業の展開に要する経費の一部を支援し事業の実施につなげることで、多様な主体のネットワークの連携の強化と有機的な事業の展開が期待されます。
- (5) 「みえの子ども・家庭白書2015」の作成
家庭や子どもに関する課題や少子化対策に関する課題を把握することにより、子どもの育ちや子育て家庭の支援策を含む少子化対策の方向性を把握することが期待されます。
- (6) 企業で働く人や地域住民に子どもや子育て家庭の現状への理解が深まり、地域で子育てを応援できる人材がさらに養成されることが期待されます。

取組詳細

取組概要

子どもの育ちを地域で支える人材の養成、祖父母世代の方に地域で子育て支援をしていただけのような講座の開催など、子育て家庭のニーズに応じたきめ細かなサポートを進め、子どもの豊かな育ちを支えます。また、家庭や子どもに関する問題や、少子化対策等に関する報告書を作成します。

取組内容等

1 【新】子育ち・子育てマイスター等養成講座 1,799千円（うち県費 91千円）

子ども・子育て支援法の施行を控え、子育て家庭を支えるためには、子育て支援センター、児童館等の役割が重要となります。よりきめ細かなニーズに対応するためには、現在の職員をサポートできる人材が必要となっています。

こうした人材を育成するためには、継続した専門性の高い講義を数回開催することが必要であり、県が市町のニーズに応じた講座を開催します。

6市町×20人=120人 6市町×5講座 30回

また、少子化の現状にあっては、子どもが他の子どもや大人たちと関わりながら生き生きと育ち、安心して子育てができる環境づくりを進めるためには、地域における見守りやサポートは欠かせない

ことから、企業で働く人や地域住民を対象とした子どもや子育て家庭の現状への理解や応援方法等について学ぶ講座の開発を図るほか、キックオフ講演会の開催、企業等向けの出張講座の開催等を委託して実施します。

- ・講座内容の開発
- ・キックオフ講演会の開催（1回）
- ・企業等への出張講座の開催（3回）

2 【新】子育てはっぴいパパ・ママワーク実施事業 415千円（うち県費 62千円）

はじめての子育てには不安が多く、出産を契機として夫婦仲が悪化する現象である「産後クライシス」といった状況もあることから、子育てに関するテーマをもとに様々な悩みを抱えた親同士の交流を通して、アドバイスが受けられるワークショップを開催し、「子育てはっぴいパパ・ママワーク」が市町で広く展開されるよう働きかけます。

3 【新】孫育て講座実施事業 760千円（うち県費 92千円）

地域の子育て支援を祖父母世代の方々が取り組むために、現在の子育て事情や子どもに対する具体的な関わり方や地域の団体の活動、地域の実情などを紹介する講座を市町と連携して実施します。市町は養成人材の募集、会場の確保、要請した方の活用を行うこととし、県では専門的な講座を開催することとします。

6市町×20人=120人 6市町×3講座 18回

4 【新】子育て団体連携強化支援事業 1,084千円（うち県費 1,084千円）

これまで就労していた女性が出産を機会に専業主婦となった場合、社会とのつながりに希薄感を抱き、精神的なストレスを感じているケースが多いといわれています。

このため、子育て世代の女性同士が協力して、子どもを預かり、一方で就労することにより社会とのつながりができるような取組を進めている子育て団体があります。

こうした取組が広く展開されるよう、地域の子育て団体が実施する先駆的な事業の経費の一部を支援します。

（10事業） 助成金 1,000,000円（100,000円×10事業）

5 【新】「みえの子ども・家庭白書2015」の作成事業 10,607千円（うち県費 一千円）

家庭や子どもに関する課題を調査したうえで、子どもの育ちや子育て家庭を支援する取組を含む子ども・少子化対策に関する内容についてとりまとめ、今後の少子化対策の参考とともに、県民の皆さんに対して内容等の普及。啓発を進めます。

- ・実態調査（アンケート）費用 調査票送付対象：子育て家庭 約2万5千人
- ・冊子（報告書）5千部作成

[財源負担割合] 国 10/10（一部県 10/10）

[事業負担割合] 国 10/10（一部県 10/10）

[事業開始年度] 平成26年度（2月補正）

平成26年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課	健康福祉部子ども・家庭局 少子化対策課
-----	---------------------

事業概要

細事業名	男性の育児参画普及啓発事業費				区分	一部新
施策	231	子どもの育ちを支える家庭・地域づくり				
基本事業	23102	家庭力・地域力の向上支援				
		目標項目	25年度実績値	27年度目標値		
		「みえ次世代育成応援ネットワーク」会員数（累計）	1,228会員	1,500会員		
選択・集中						
重点化施策	重点	231 子どもの育ちを支える家庭・地域づくり				
根拠 (法令等)	三重県子ども条例 次世代育成支援対策推進法					
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	予算額					
	決算額					
事業の目的	企業や市町等と連携し、男性の育児参画推進のための取組を継続実施することにより、職場や地域において、男性が安心して積極的に育児に取り組むことのできる雰囲気づくりや環境づくりが進むよう普及啓発活動を行います。 また、野外体験保育やキャンプ等の自然体験を通じた子どもの生き抜く力を育てる子育てに、男性が積極的に関わることのできる環境を整備します。					
事業目標	「育児男子アドバイザー」活用イベント 10回 「みえの育児男子プロジェクト地域フォーラム・体験者交流会」実施回数 8回 「育児男子トーク・イクボスミーティング」の実施回数 5回 第2回「ファザー・オブ・ザ・イヤーin みえ」の実施 「みえの育児男子キャンプ」の実施 4回 「自然体験・子育て応援セミナー」の実施 1回 「野外体験保育有効性調査」の実施					
前年度から の変更点	男性の育児参画推進のために取り組んでいる「みえの育児男子プロジェクト」に加え、「みえの育児男子倶楽部」の活動を進めることにより、県内各地でステキな子育てを実践中の育児男子自身を巻き込むとともに、新たに野外保育やキャンプ等の自然体験を通じた子育てに、男性が積極的に関わることのできる環境整備に取り組む。					

事業の必要性と期待される効果

就学前の子どもを持つ男性が、平日に家事や育児に関わる平均時間は1時間25分（女性の場合9時間4分）であり、そのうちの5人に1人は就業時間が週60時間となっており、子育てに積極的に参画したくても難しい実態があることから、男性の育児参画を推進するためには、職場における子育て中の男性従業員等が、安心して積極的に育児を行うことのできる雰囲気づくりや環境づくりが不可欠です。

また、子どもの頃、自然体験が豊富な人ほど、大人になって「最後までやり遂げたい」という意思が強く、「もっと深く学びたい」といった意欲も強いという調査結果をふまえ、野外保育やキャンプ等の自然体験を通じた子どもの生き抜く力を育てる子育てに男性が積極的に関わることのできる環境を整備することが求められています。

これらの事業実施を通じて、より多くの男性が、親目線ではなく、子どもの成長を大切に考えて積極的に育児に参画することにつながるものと考えます。

取組詳細

取組概要

男性が安心して育児に参画できる環境づくり、雰囲気づくりが進むための普及啓発に取り組むとともに、野外保育やキャンプ等の自然体験を通じて、男性が子育てに積極的に関わることのできる環境整備を行います。

取組内容等

1 「育児男子アドバイザー」等を活用した普及啓発 1,072千円（うち県費 一千円）

平成26年度に委嘱した「育児男子アドバイザー」を活用し、市町や企業等において、男性の育児参画の普及啓発を目的とした講話やワークショップ、座談会等のイベントを開催することにより、男性の育児参画の機運醸成を図ります。

また、子育てに关心のある男性や、男性の育児参画に関する活動を積極的に行っている男性等が集い、それぞれの子育て方法や取組等について、情報交換やアドバイス等をしあえる場（＝「みえの育児男子倶楽部」）や、先輩育児パパから育児の楽しさや子どもとの遊び方について学び交流できる機会（＝「地域フォーラム・体験交流会」）を提供し、子育て中の男性同士のネットワークづくりを行います。

2 「育児男子トーク・イクボスマーティング」の実施 150千円（うち県費 一千円）

企業等において、子育て中の従業員（育児男子）や、子育て中の従業員を抱える上司（イクボス）等と知事との意見交換を行い、県として必要な支援等についての情報収集を行うとともに、企業等における男性の育児参画の機運醸成を図ります。（年5回）

3 第2回「ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ」の実施 1,873千円

（うち県費 55千円）

子育て中の男性やイクボス等を募集・表彰し、その事例等を広く周知することを通じて、男性の育児参画の関心を高めることを目的に、第2回「ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ」を開催します。

4 【新】「みえの育児男子 親子キャンプ（仮称）」等の実施 4,989千円
(うち県費 109千円)

男性などが自然体験を通じて子どもの生き抜く力を育むことや親子の絆づくりを主眼とした「みえの育児男子 親子キャンプ」や、自然体験学習の実践を通じて親等が子育て力を磨くことをめざした「自然体験・子育て応援セミナー」の取組を、市町や関係機関と連携して進めます。

5 【新】「野外体験保育有効性調査」の実施 1,769千円（うち県費 一千円）

豊かな自然環境を生かした屋外保育では、子育てにおける保護者のストレスが比較的低く、育児が楽しいと感じる割合が高いと言われています。加えて、多様な自然環境を生かしたプログラムを通じて、子どもたちの知的好奇心や感性が豊かに育まれ、社会性、自尊心、自己肯定感の向上も期待できると言われています。こうしたことから、「野外体験保育」の必要性を学識経験者等による会議開催等により検証し、28年度以降、その社会的認知や信用を高め、「野外体験保育」を取り入れた子育て環境の拡充に向けた取組へつなげていきます。

※ 野外体験保育有効性調査会議の開催（年3回）

[財源負担割合] 国 10/10 (一部県 10/10)

[事業負担割合] 県 10/10

[事業開始年度] 平成25年度 2月補正（平成26年度に繰越して実施）

平成27年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 健康福祉部子ども・家庭局 子育て支援課

事業概要

細事業名	母子・父子自立支援員設置事業費				区分	一部新
施策	232	子育て支援策の推進				
	23203	ひとり親家庭等の自立の支援				
基本事業	目標項目		26年度実績値	27年度目標値		
	ひとり親家庭情報交換会参加者数 (累計)					1,000人
選択・集中						
重点化施策	重点					
根拠 (法令等)	母子及び父子並びに寡婦福祉法					
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	予算額		23,140千円	12,029千円	12,911千円	
	決算額	22,689千円	22,094千円	11,893千円		
事業の目的	<p>母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦が、母子・父子自立支援員から自立に必要な情報提供や相談指導を受けることにより、自立促進が図られることを目的として、県内福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置します。</p> <p>また、母子及び寡婦福祉法の改正に伴い、平成26年10月から父子家庭への貸付対象が拡大されるなど支援が強化され、相談対応にあたる県・市町の母子・父子自立支援員や市町職員等が、父子家庭等の生活上の悩みや子どもに関する悩み等、支援を行うに当たって必要とされる知識を習得できる研修を実施し、父子家庭等への相談対応能力の向上を図ります。</p>					
事業目標	<p>母子家庭の母等の自立促進を図るため、県内福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、適切な助言や情報提供等を行います。</p> <p>また、相談対応研修の実施により、父子家庭等からの相談に的確に対応できるようにします。</p>					
前年度から の変更点	父子家庭等の相談対応能力向上のための研修を実施します。					

事業の必要性と期待される効果	母子家庭の母等の自立を促進するためには、相談窓口において適切な助言・指導等を行う必要がありますが、特に、父子家庭に対する相談対応については、今までの相談件数が少ないことから、過去からの蓄積が十分とは言えず、早急な対応が必要です。 研修を実施することにより、専門知識を持った母子・父子自立支援員が適切な助言や情報提供を行うことができ、より効果的な支援が可能となります。
----------------	--

取組詳細

取組概要	母子家庭の母等の自立促進を図るため、県内福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、また、父子家庭等の相談対応研修を実施することにより、適切な助言や情報提供等を行います。
取組内容等	

(1) 母子・父子自立支援員設置事業費

- ・母子・父子自立支援員 5 名を県内福祉事務所に配置し、郡部の母子・父子家庭及び寡婦の身上相談等に応じ、必要なサービスを受けられるよう助言等を行います。

(2) 【新】父子家庭等対応相談研修事業 252 千円（うち県費 252 千円）

- ・県、市の母子・父子自立支援員、市町母子福祉担当者、ひとり親家庭を支援するN P O 法人職員等を対象とした研修を県内 3ヶ所（北勢、中勢・伊賀、南部）で実施します。

[実績等]

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	単位
配置人数	5	5	5	5	人

[財源負担割合] 県 10/10

[事業負担割合] 県 10/10

[事業開始年度] 昭和 28 年度

平成26年度事業マネジメントシート(事務事業)

担当課 健康福祉部子ども・家庭局 子育て支援課

事業概要

細事業名	母子自立支援員設置事業費			継続 分
施策	232	子育て支援策の推進		
	23203	ひとり親家庭等の自立の支援		
基本事業	目標項目		25年度実績値	27年度目標値
	ひとり親家庭情報交換会参加者数（累計）		413人	1,000人
選択・集中	緊1			
重点化施策	重点			
根拠 (法令等)	母子及び寡婦福祉法第8条			
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	予算額		23,140千円	12,029千円
	決算額	22,689千円	22,094千円	11,893千円
事業の目的	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦が、母子自立支援員から自立に必要な情報提供や相談指導を受けることにより、自立促進が図られることを目的として、県内福祉事務所に母子自立支援員を配置します。			
事業目標	母子家庭の母等の自立促進を図るために、県内福祉事務所に母子自立支援員を配置し、適切な助言や情報提供等を行います。			
前年度から の変更点	変更なし。			
事業の必要性と期待さ れる効果	母子家庭の母等の自立を促進するためには、相談窓口において適切な助言・指導等を行う必要があり、専門知識を持った母子自立支援員が適切な助言や情報提供を行うことにより、より効果的な支援が可能となります。			

取組詳細

取組概要	母子家庭の母等の自立促進を図るため、県内福祉事務所に母子自立支援員を配置し、適切な助言や情報提供等を行います。
取組内容等	

○母子自立支援員設置事業費 12,911 千円 (12,826 千円)

- ・母子自立支援員 5名を県内福祉事務所に配置し、郡部の母子・父子家庭及び寡婦の身上相談等に応じ、必要なサービスを受けられるよう助言等を行います。

[実績等]

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	単位
配置人數	5	5	5	人

[財源負担割合] 県 10/10

[事業負担割合] 県 10/10

[事業開始年度] 昭和 28 年度

中間進捗情報

成果と残された課題

母子自立支援員 5 名を県内福祉事務所に配置し、郡部の母子・父子家庭及び寡婦の身上相談等に応じ、必要なサービスを受けられるよう相談指導や母子寡婦福祉資金貸付金にかかる償還指導等を行いました。

母子寡婦福祉資金貸付金の償還指導等に係る業務が多いため、相談指導等の業務に携わる時間が十分に確保できないことがあります。

下半期（翌年度）に向けた改善のポイントと取組方向

〔下学期〕

新システムを活用し、償還指導事務の効率化を図り、事務の負担を軽減していきます。

〔翌年度〕

父子家庭への貸付相談等、父子家庭の支援に必要な知識等、母子自立支援員の資質向上を行っていきます。

年間実施結果

卷之三

方程式と残された課題

(1) 成果

(2) 課題

見直しの視点

- 事業目的の妥当性 県関与の必要性 手段の有効性 手段の効率性 緊要性
該当なし

合 見直しの方向

- 廃止(廃止) 廃止(民営化) 廃止(国へ移譲) 廃止(市町へ移譲) 廃止(休止)
見直し・縮小(要改善) 統合化(要改善) 終期設定(要改善) ■現行通り 拡充

判 民間活力の活用

- 人材派遣 委託 P F I 等 指定管理者制度 地方独立行政法人 現行通り

今後に向けた改善のポイントと取組方向

(1) 見直しの視点・方向、民間活力の活用の判断理由

相談窓口である県内福祉事務所に専門的な知識を持った母子自立支援員を配置し、相談指導等を行うことにより、母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の自立を促進できます。

(2) 課題への対応

研修会等への参加を通じて知識・能力の向上を図るとともに、今後は就労支援に関する業務が一層重要となってくることから、母子・父子福祉センターを始め、ハローワーク等関係機関との連携を図ります。

母子父子寡婦福祉資金貸付金新システムにより、母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る業務をより効率化し、相談指導業務に従事する時間の確保を図ります。

ひとり親家庭の自立を支援するため、母子・父子自立支援員に関する研修を行っていきます。

平成27年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 健康福祉部子ども・家庭局 子育て支援課

事業概要

細事業名	子どもの貧困対策計画策定事業費				区分 新規
施策	232	子育て支援策の推進			
	23203	ひとり親家庭等の自立の支援			
基本事業	目標項目		26年度実績値	27年度目標値	
	ひとり親家庭情報交換会参加者数（累計）				1,000人
選択・集中					
重点化施策	重点				
根拠 (法令等)	子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条				
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	予算額				
	決算額				
事業の目的	子どもの貧困対策法が施行され、県は大綱を勘案して、子どもの貧困対策についての計画を定める努力義務が規定されました。県の状況に応じた計画を策定し、子どもの貧困対策を実施することにより、子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ります。				
事業目標	国が策定した子どもの貧困対策に関する大綱を勘案のうえ、府内関係課による会議、学識経験者等による懇話会を設置し、子どもの貧困の状況等を実態調査したうえで、総合的な計画を策定します。				
前年度からの変更点					
事業の必要性と期待される効果	厚生労働省が発表した子どもの貧困率（平成24年度）は16.3%、ひとり親世帯等の貧困率は54.6%と高く、早急な対応が必要となっています。本計画を策定し、実施することにより、子どもの育成環境の整備、教育の機会均等が行われ、子どもへの貧困の連鎖の解消を図ることができます。				

取組詳細

取組概要

学識経験者や関係団体による懇話会を設置するとともに、健康福祉部、雇用経済部、教育委員会等の関係部局が連携し、県の子ども貧困状況等の調査を行ったうえで、総合的な計画を策定します。

子どもの貧困対策法に基づき、県で計画を策定しますが、市町の状況もふまえた内容とします。

取組内容等

○子どもの貧困対策推進計画の策定事業

4,464千円（うち県費4,464千円）

「子供の貧困対策に関する大綱」を勘案し、学識経験者や関係団体による懇話会を設置するとともに、健康福祉部、雇用経済部、教育委員会等の関係部局が連携し、子ども貧困状況の調査を行ったうえで、総合的な計画を策定します。

策定にあたっては、学識経験者による懇話会（13人程度）を設置し、4回程度開催します。また、子どもの貧困にかかる実態調査等を民間事業者に委託して実施、調査結果を計画に反映します。

[財源負担割合] 県10/10

[事業負担割合] 県10/10

[事業開始年度] 平成27年度